

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和二十五年広島県規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第七号までの様式中「~~ホ~~」を「~~ホ~~」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第8号 (第6条関係)

(略)

クリーニング師試験受験願書

年 月 日

(略)

- 添付書類 1 (略)
2 写真 (出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した
縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの
で、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)
3・4 (略)

(略)

注 (略)

改正前

様式第8号 (第6条関係)

(略)

クリーニング師試験受験願書

平成 年 月 日

(略)

- 添付書類 1 (略)
2 写真 (縦12.5センチメートル、横9センチメートル
で、出願前6月以内に正面から撮影したもの)

3・4 (略)

(略)

注 (略)

別記様式第九号から別記様式第十三号までの様式中「ホ」ハ」を「イ」ロ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のクリーニング業法施行細則によって行われている申請その他の手続は、改正後のクリーニング業法施行細則によって行った申請その他の手続とみなす。